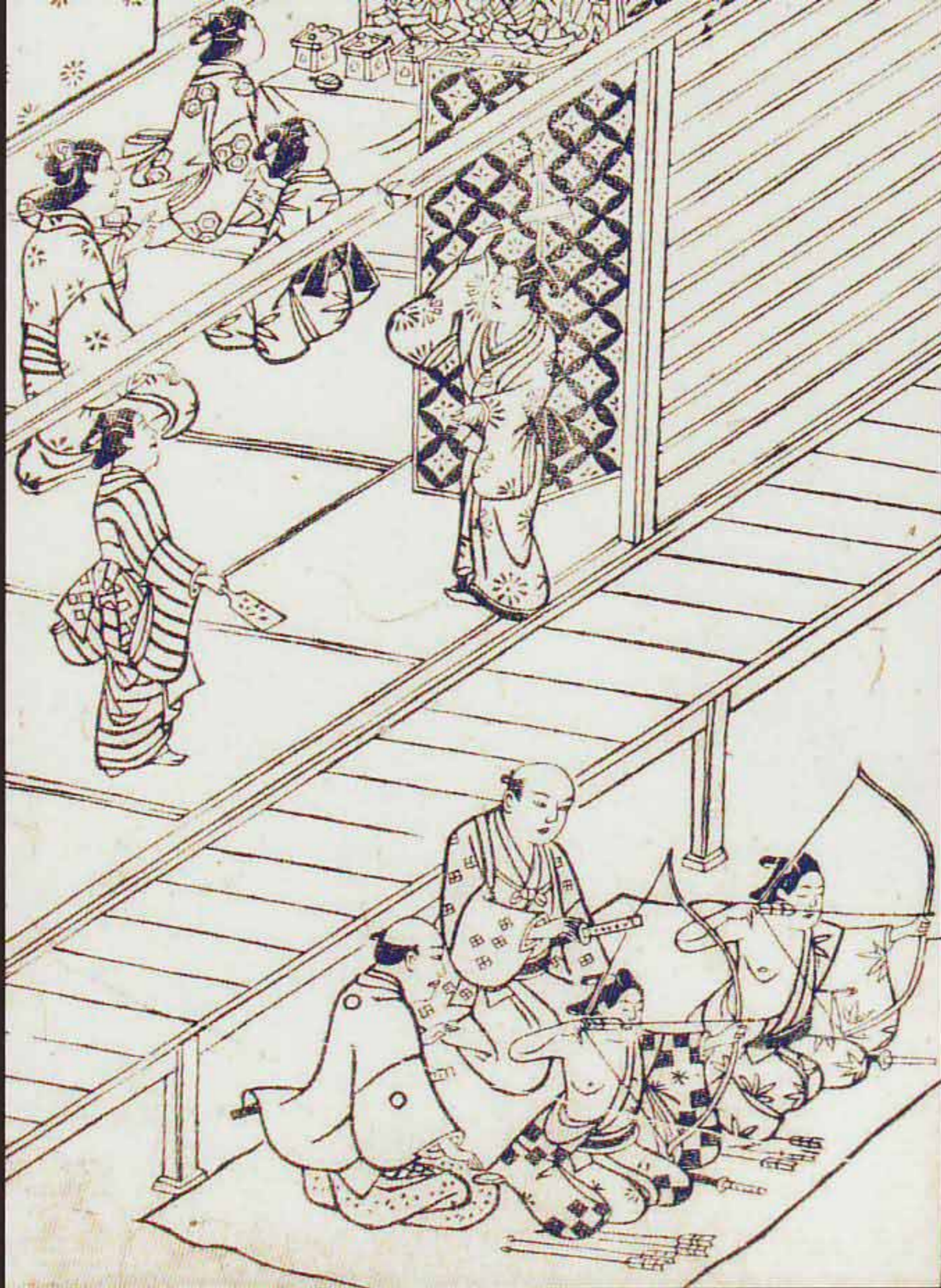


「古文書の中の子ども」



平成20年1月22日(火)～4月27日(日)

休館日：毎週月曜日 毎月第3木曜日
祝祭日と重なった場合は翌日

開館時間：午前9時30分～午後5時

展示場所：徳島県立文書館 展示室

入場無料

**展示
解説**

3月2日(日)・4月6日(日)
午後1時30分～午後3時30分



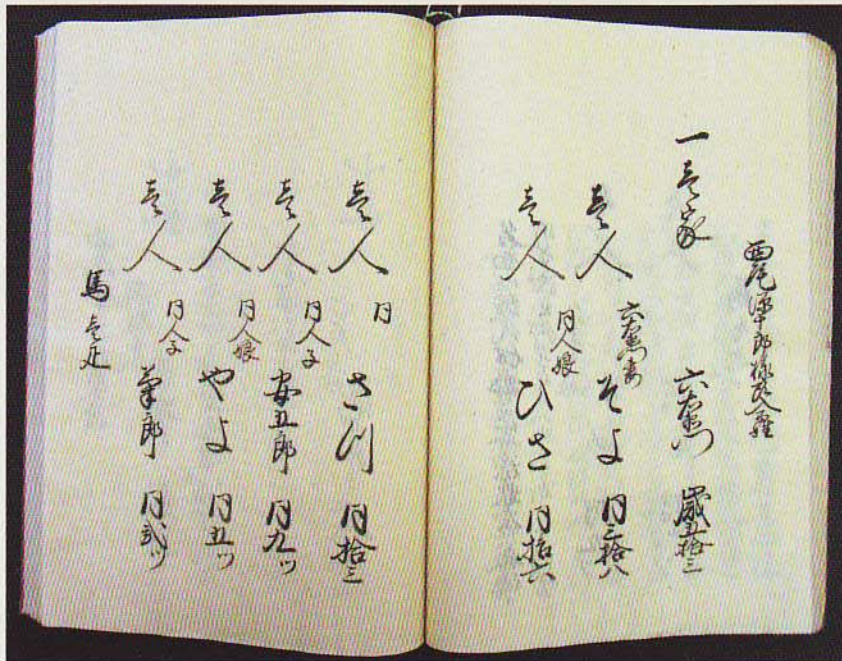
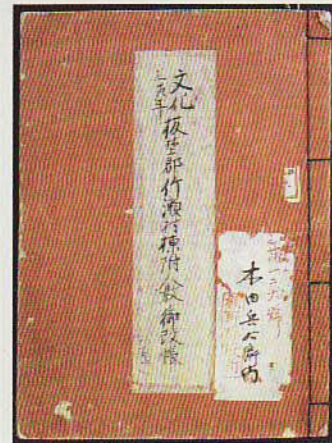
棟付帳にみる子ども

徳島の江戸時代の子どもの様子を知らうとする時、基礎資料となるのが棟付帳である。棟付帳は徳島藩が独自に行った戸口調査の記録であり、各戸の家族構成や家族の名前、年齢、続柄、相続の経緯などを知ることができる。文化期以前の棟付帳には女性の記述がないが、人口状態の一端も知ることができる。

表一は、文化三(一八〇六)年作成の板野郡竹瀬村(現藍住町)の棟付帳のデータである。当時、竹瀬村の人口は三六七人、うち十五歳以下の子どもは九九人で、人口当たりの子どもの割合は二六・九八%であった。ちなみに平成十九年十月一日現在の藍住町の総人口に占める子ども(十五歳未満)の割合は一六・七%(徳島県ホームページより)で、現代に比べると子どもの数は多かったことがわかる。ただ一族に比べると子どもの数は二・六五人である。江戸時代は一般に子沢山であったようなイメージがあるが、実際はそうでも無かったのではないかと考えられる。

ところで、江戸時代の子どもの名前にはどのようなものがあったのだろうか。一例だが、明暦四(一六五八)年の美馬郡西端山村(現つるぎ町)の棟付帳によると、猿、馬、虎坊師、とと、びしや、でき、どへ、辺路などという名前がみられる。

また左書(人名の左側に書かれたその人物の解説)をみると、例えば正徳二(一七二二)年の板野郡竹瀬村棟附人数御改帳に、百姓・六右衛門の子、次郎吉(十五歳)について「此者、当郡成瀬村四郎右衛門方二奉公仕居申候」とあり、子どもが奉公に出ていることがわかる。他にも、子どもが他家から養子にきた例や拾われた子どもの記録など、様々な子どもの様子を垣間見ることができる。



「文化三寅年 板野郡竹瀬村棟附人数御改帳」
(キノウ01686)

表1

棟付帳	石高	家数	人口			15歳以下の子ども数			人口当たりの子どもの割合	一家族の平均人数	一家族にいる子どもの平均人数 ※2
			男	女	合計	男	女	合計			
文化三寅年 板野郡竹瀬村棟附人数御改帳	296石余 ※1	79	191	176	367	58	41	99	26.98%	4.65	2.65

※1 「文化三寅年 板野郡竹瀬村棟附人数御改帳下々帳」より補足。

※2 15歳以上含む。

いあいさし

徳島県立文書館には「棟付帳」や「廻状」などのいわゆる村の公的な記録の原本や控えが庄屋文書として所蔵されています。また、「日記」や「諸控」などの形で、身边で起こった出来事や諸行事、見聞きした風聞などを記録した文書も残されています。今回は当館が所蔵しているこれらの古文書の中から子どもに係わる記録を選び、「古文書の中の子どもたち」と題し、江戸時代の子どもたちの様子を紹介いたします。

年貢や諸役的基础となる棟付帳や捨て子などの廻状から家族構成の様子や地域の子育ての様子を窺うことができます。また、子どもの誕生から元服までのさまざまな生育儀礼の記録、日々の育児や病気の看護の様子、育児書や寺子屋などの教科書からは親や祖父母の子どもへの思いを読み取っていただけれると思います。さらに、子どもたちの遊びや芸能などの活動に、生き生きとした子どものがたを見ることもできます。

江戸時代の育児や教育は読み書き算用とともにしつけや礼儀作法も大切にしたものでした。これらのありようを見直すことよって、昨今大きな社会的な課題となっており家庭や学校、地域での子育て・教育のあり方に数多くのヒントが得られると考えます。また、江戸時代の生き生きとした子どものありようととも、二百五十余年の間、戦乱のない平和な時代を生きた人びとのくらしも、今一度見直す機会になればと思います。

この展示の開催にあたり、徳島県立脇町高等学校、徳島市立徳島城博物館、徳島県立埋蔵文化財総合センターをはじめ数多くの方々のご協力をいただきました。末尾ながらお礼申し上げます。

平成二十年一月二十二日

徳島県立文書館長

計盛 眞一朗

日本最初の育児書

『小児必用養育草』

当館は、正徳四（一七一四）年刊行の『増補糸入 小児必用記』（藤倉家文書）、寛政十（一七九八）年刊行の『小児養育草』（大久保家文書）を架蔵している。表題は異なっているが、内容はいずれも香月牛山（かつきぎゆうざん）著『小児必用養育草』（しようにひつようそだてぐさ）である。初版は元禄十六（一七〇三）年に刊行され、その後、江戸時代を通じて『小児必用記』『小児養育草』『小児養草』などの表題で出版された。

牛山（一六五六～一七四〇）は筑前の生まれで、儒学を貝原益軒に、医学を鶴原玄益に学び、豊前中津藩の侍医になる。その後、京都で開業した。『小児必用養育草』全六巻は牛山四八歳のときの著作で、五巻までは誕生・養育方法や病気について記し、六巻で子どもの遊び・教育を論じている。儒教の書や中国の医書をさかんに引用しているが、実際に牛山が治療で試みて効果があったものを紹介しており、現代の育児書や小児科医書と比べても遜色なく、医学的見地から育児を体系的に説いた日本最初の育児書といわれている。

なお、表紙の絵は、いずれも『小児養育草』『小児必用記』の挿絵として掲載されているものである。

『小児必用養育草』にみる子育て

明治初期に来日した多くの外国人が日本の子どもや子育てについて述べており、いずれも驚きの目でもって賞賛している。大森貝塚を発見したエドワード・モースは、次のように記している。「いろいろな事柄の中で外国人の筆者達が一人残らず一致する事がある。それは日本が子供達の天国だということである。この国の子供達は親切に取扱われ(中略)彼等は如何にも甘やかされて増長して、いそうであるが、而も世界中で両親を敬愛し、老年者を尊敬すること日本の子供に如くものはない」(モース『日本その日その日』第1巻)。

こうした評価に対する賛否はさておき、外国人にこのように見えたのには理由がある。それは、その直前の江戸時代が、子どもへの養育と教育が熱心におこなわれた時代であったからである。そして、子育てと教育のために、数多くの育児書・教育書が出版された。

『小児必用養育草』は、日本最初の育児書だといわれている。香月牛山がこの育児書を著述したのは、世の人々の小児養育がおろそかになっていることを嘆いたからだ。兄香月秀房は序文に記している。ここでは、六巻で述べられている子どもへの教えのなかから乳児期のものを紹介したい。



増補系入 小児必用記 六一

牛山は、「(一)小児、物を見知る時よりの教の説」で、まず王隠君(中国・元の医家)の説を取り上げる。「子どもが誕生して六十日の後、瞳が定まる。それより人を認識して、話してもするように笑うのだ」というものである。そして、牛山は次のように説く。

小児笑ひかたるがごとくなる時は、乳母又はかたはらなる人、折ふしごとに児に對して、此方よりも物がたりするやうに愛をなせば、児もよく打わらひて、その人のまねをして、かたるがごとくするものなり、かくしなるれば、ものいふ事はやく、人みずをせずして、客忤の病を發する事なし、子どもが笑い語るような様子をする時は、乳母や周りの人が折ふしに、こちらからも物語るようにして愛情を示せば、子どもよく笑って、その人の真似をして語るような様子をする。このようにすれば、言葉を話し始めるのが早く、人見知りせず、物事に脅えおそれるような病氣にならない。

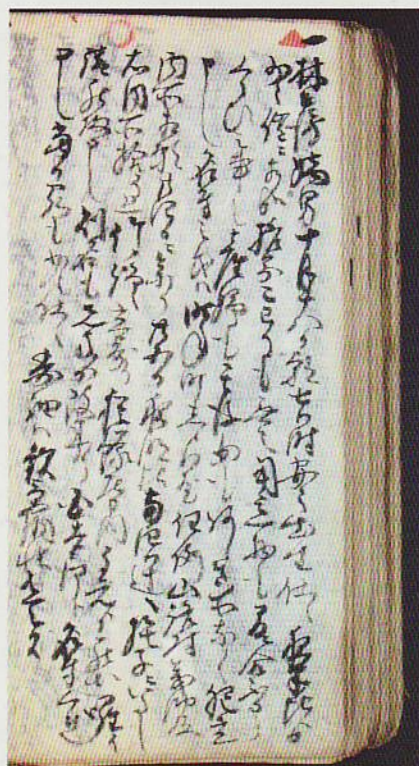
『かどや日記』のなかの誕生

『かどや日記』は、名西郡高原村(現石井町)の「かどや」元木宇三郎・林兵衛親子が、文化五(一八〇八)年から安政七(一八六〇)年まで五三年間にわたって書き継いだものである。この日記のなかには、子どもたちの生育儀礼が多く記されている。そこで、ここでは林兵衛の長女よの・長男国太郎に登場してもらい、ふたりの誕生のときの様子を紹介したい。なお、解説文のカッコ内は引用者が付け加えたものである。

阿波でおこなわれていた生育儀礼は、幕府祐筆屋代弘賢の調査「諸国風俗問状」(文化十二・十三年)に対する徳島藩の報告「阿波国風俗問状」に出てくる「子供祝ひの事」の項に記されている(『日本庶民生活史料集成』第九巻)。

誕生より八日目は、火合せにて、神祭りをして、名を付るなり。男子なれば三十一日、女子は三十三日、忌明にて氏神へつれて参詣いたし申候。百日目は、喰初とて、赤小豆飯にて祝ひ、飯粒を給初させ申候。(中略)三歳髪置並紐直し、五歳袴着、七歳鉄漿をつけ、下帯を仕初申候。

ただし、『かどや日記』には、三歳〜七歳の儀礼はまったく出てこない。



『かどや日記』国太郎の誕生

【長女 よの】

一 林兵衛嫡女出生、(天保十三年)九月廿九日夜四ツ時、十月六日火合二而およのと号候、祝客之義ハ麦蒔最中故差延し、霜月一五日綿着兼帯二而仕候。委細ハ歛受納帳有之候、
【火合とは「ひあわせ」と読み、出産後は炊事・食器を家族と別にした産婦が、八日目に出産の忌みが明けるとされ、普段の生活に復帰すること。他国では、ヒアキ・ヒアガリという。なお、よのは天保十五(一八四四)年七月十二日に三歳で病死】

【長男 国太郎】

一 林兵衛嫡男(天保十五年)十月一日朝七ツ時安々出生仕候、夜半比より少々催二相成格別こわりも無之、用意物も問二合不申候くらひ之事候、産婦も其後少もあしき所なく肥立申候、名付之義ハ昨年(城下新魚)町志、ら屋任例、(麻植郡)山路村義助及内所相頼、廿四日ニ参り、廿五日夜明比南四ツ辻へ捨子二いたし、右内所拾イ上、竹ノ端へ立寄り猶子居申内、手元より罷出囉イ請、罷帰申候、則名も先方より改来り、国太郎ト名付くれ申候、当日客も少々仕候、委細ハ歛受納帳有之候、
【天保十四年、林兵衛妹ちよ・志じら屋宇之助夫婦に男子が出生した。それ以前に出生した二人の子どもはいずれも病死していたので、無事成長を願って捨子して拾ってもらったことに習い、国太郎を捨子したのである】

古文書にみる捨て子・拾い子

江戸時代、捨て子は大きな社会問題となっていた。いくら禁令を出しても生活苦などから子を捨てる親は後を絶たず、幕府や諸藩は対策に頭を痛めていた。

ここに紹介したのは、飢饉の嵐が吹き荒れていた天保七（一八三六）年二月の夜に、勝浦郡久保村（現上勝町）の山伏日光院の門前に捨てられていた、二歳ぐらいの男子に関する古文書である。

村内で捨て子が発見されると、庄屋などの村役人から藩に対して、発見場所と日時、性別、年齢好、着類、書付がある場合はその文言などが報告される。これを受けて藩からは、このような捨て子が発見されたが、親などの「捨主」や「類親」に心当たりのある者や、引き取って養育することを希望する者は申し出るように、という触が領内に出される。美馬郡東端山（現つるぎ町）の武田家に残されていた「御触控」には、このような捨子に関する触が天保八年だけで十六件残されている。

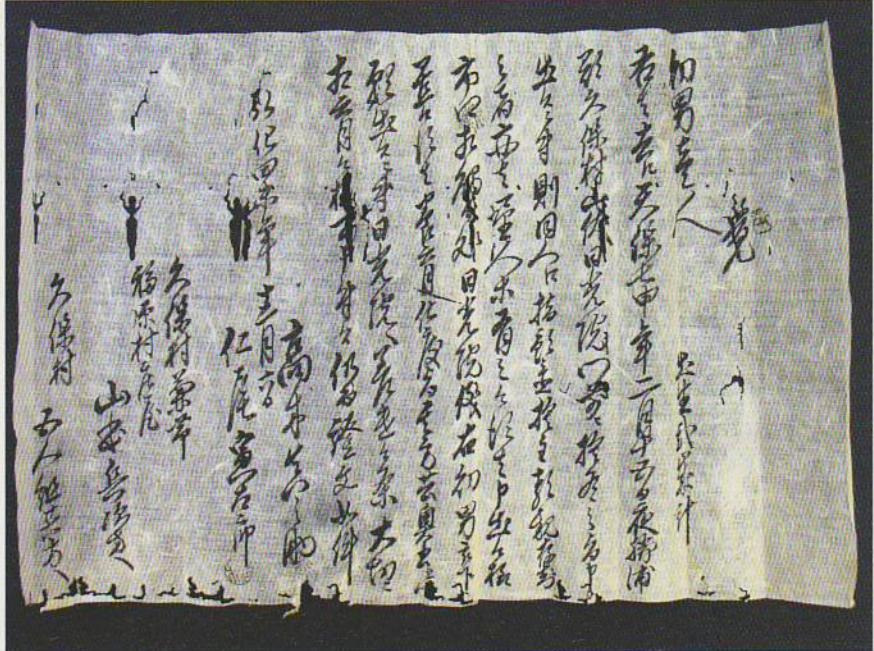
引き取り手が見つかるまで、その子どもは捨てられていた村、多くの場合は捨てられていた家の住人が養育の責任を負う。これは少なからぬ出費を強いるものであったであろう。不十分ながらも国が捨て子養育者に経済的援助を開始するの

は明治になってからである。

この男子の場合は、拾い主である日光院が引き取って養育することになった。この古文書は、男子が拾われてから十一

年後の弘化四（一八四七）年に、郡代がそれを了承したものである。この間にどのようなやりとりがあったのか、また、この男子がその後どのような生涯を送った

○覚（久保村山伏日光院へ捨子差遣わす証文）（ミマケ〇一五七七）



かは不明である。ただ、失われようとしていた幼い命が救われ、新しい人生がはじまったことだけは確かであろう。

（解説）

幼男言人 覚

出生式歳計
右者、去ル天保七申年二月十五日夜、勝浦郡久保村山伏日光院門前二捨有之旨申出候二付、則同人江指預置、捨主類親存知之者、亦者望人等有之候得者申出候様、市郷相触候処、日光院儀右幼男被下置候得者養育仕度旨、其方共奥書を以願出候二付、日光院へ差遣候条、大切二相育候様可申付候、仍而証文如件
高木真之助印

弘化四未年十二月六日

- 仁尾寅太郎印
- 久保村兼帯
- 福原村庄屋
- 山本兵次方へ
- 久保村
- 五人組共方へ

子どもと病氣

「疱瘡」(天然痘)

■恐ろしい疱瘡

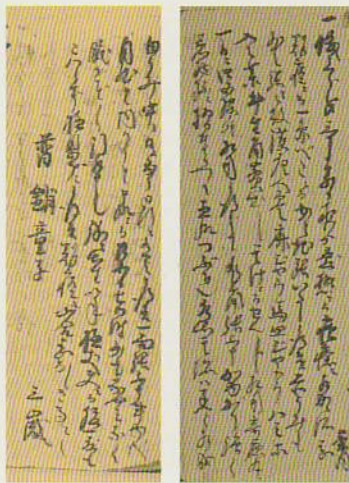
江戸時代、子どもにとって最も恐れられた病氣は疱瘡(天然痘)であった。昭和五五(一九八〇)年WHOによって絶滅宣言が出されたが、感染性や死亡率が高く古来より世界的に猛威を振るう恐れられた伝染病であった。国内や藩内や村々においても不定期的に大流行し、多くの子供の生命が奪われた。

■「かどや日記」にみる疱瘡

「かどや日記」にも、天然痘についての記載は数多く散見され、文政十二(一八二九)年には「疱瘡追々流行仕、国中全都おもく村二より七歩死半より三・四歩、当郷忠吉娘磯吉娘十二相果申候」と次々に子供たちが疱瘡で死に行くことが記載されている。

筆者宇三郎の孫も、嫡男国太郎は弘化四(一八四七)年二月二八日に発症したが三月十四・五日には回復した。しかし次男の儀三郎は三月「難痘」(重い疱瘡)に罹り、手当の甲斐もなく三才で息を引き取った。宇三郎は孫が発症した三月十五日から死亡した二五日までの間の様子を詳細に記録している。痘瘡の症状であ

る発疹のため痒くなり着物に擦りつけたり膿がでて苦しむ孫に対し、「漢唐人參鹿ジャコウ、馬血、ジャコウハミ、牛生角の煎じ汁、奇応丸」など入手できる限りの薬を与え必死の看病や手当をほどこしている。しかし儀三郎は甲斐なく眠るが如く息を引き取った。誕生以来極丈夫に育ち、腹ひとつこわさなかつたのに難痘のため死に至った口惜しさや落胆が生々しく書き留められている。



「かどや日記」儀三郎の死

■疱瘡への対処

この恐ろしい疱瘡から逃れるため、村人は神仏に頼り加護をもとめ、疱瘡消除の御守や様々な呪法や治療法が流布した。天保六(一八三五)年江州三井寺財林房より出された疱瘡消除御守は懸け

ておくと疱瘡にかかっても軽く済むという「御奇妙不思議之御守也」として子孫のために能書が書き記されている。

「大小札宛老人前二有之候、御守料老式文宛右之小札ヲ小児の大椎の骨二是をはり、三日置、四日目ニハ南天をせんじ酒小豆鼠のふんを加へ浴する事、常張一ばん湯のごとし、相応ニ御祝ひ可有候、大御守ハ守袋へ入、小児の身ニ不断かけ申事二候、三日精進、乳呑子ならば母親精進、乳母有方ハラば精進、小札を張随分落ざる様ニ可被致候。小札の廻り亦ハ足のうらニ少し見へ申事有べし、心懸ケ御覧可有見へ不申候テも一生除申候。疱瘡の氣是なき内ニ御用有べし、ほうそう御やミ付候方ニハ御用御無用ニ候。」

■疱瘡の撲滅策「種痘」

この天然痘(疱瘡)に対する活療法も医

学的に研究され「痘科鍵」など幾多の医学書が出版され賢明に対処法が究明されていた。

そしてこの天然痘(疱瘡)の決定的な予防法として登場したのが英国のジェンナー(一七四九〜一八二三)の発明になる「種痘法」である。日本には江戸時代にオランダ医学として輸入され全国に広がるが、徳島へはいちはやく導入された。嘉永三(一八五〇)年正月頃から普及しはじめた経緯が記されている。

記載によると、阿波では御典医井上春安が大坂に弟子を派遣し「植種」を学び、川田村の土居春造と弟子に伝えて市中に一二、三〇〇も植え付けたとある。宇三郎は、春造から次々と種痘を受け、順調に効果を上げた事。その威力は「誠ニ稀代之名方にて聞人関心仕候」として、次の項には植付方修法を具体的に委しく記載している。

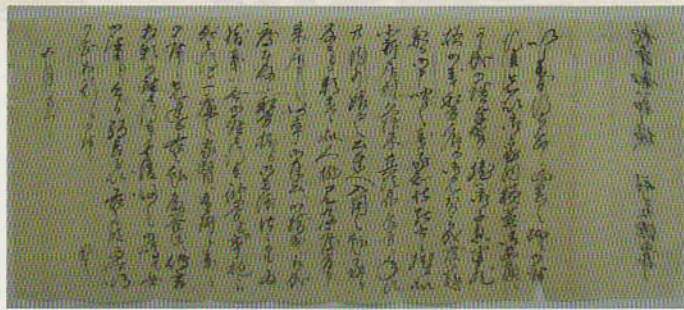


「養育草」 疱瘡の図

奉公・行儀見習い・就職

小仁宇村庄屋を務めていた秋本家の古文書の中に齊藤源五郎から秋本和三郎宛に出された書簡が残っている。前後の文書から文久元（一八六一）年の書簡であることがわかる。

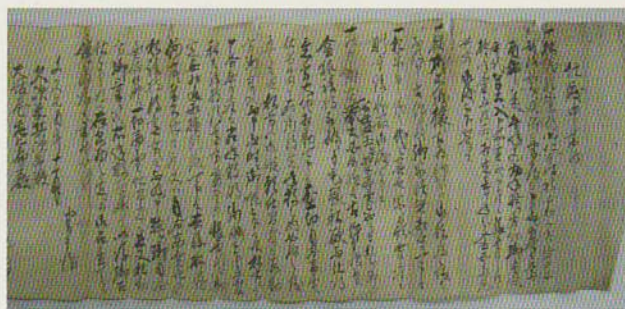
○齊藤源五郎書簡（アキモ〇一五三七）



（解読）
秋本和三郎様 齊藤源五郎

以手紙得御意候、向署之御二御座候得共、先以御家内様益御安康二可被成御座と奉賀、然ハ御子息半蔵様御義私方店二而御見習被成度御座、兼而御申聞之義承知仕罷有候、然ル処北新居村久次米兵次郎殿方二年頭共内外始而之公奉人入用之趣承り及候二付頼遣候処、人柄見及度旨申来居申候、何卒御奉公二御指出シ被成度奉存候、私方杯二而御世話仕候而も為指義ハ無御座候得共、彼方二而御辛抱被成候得ハ一廉之家督二有附候義二御座候、先達而右之趣殿谷氏へ傳言相頼御座候得共、其後何之御噂も無御座候二付、今日胸吉を以右之段為可得御意如斯二御座候 頓首
五月廿三日

○仕渡申書物之事（アキモ〇二一五二）



（解読）
仕渡申書物之事

一 私儀那賀郡小仁宇村秋本和三郎伴成式拾式才二罷成候半蔵と申者二御座候、當西年より来ル午年迄九年拾ヶ年切御自分江手代奉公二入所実正二御座候、給金之義八拾ヶ年金五拾両二相定、壹ヶ年分金五両宛其年二御渡被下苦二候
一 從御公儀様被為仰付候御法度之儀者不及申、被仰渡候御家法堅相守可申候
一 私宗旨之儀者代々真言宗二而紛無御座候則寺請狀取御渡可申候
一 江戸御店二而藍玉并材木商売被成候二付私儀御奉公如何様共被仰付次第
一 金銀受持取扱二付毛頭私欲不仕、得意方大切二相動可申候尤、一切自分商売仕間敷候、右御約定年数之内如何之儀有之候共私共より御暇願仕間敷候、若勤方御氣入不申不時二御暇被下候共私方より申分無御座候、右年数明御暇被下候節者私共請持得意方懸金等嘘面引合動
一 定無相違相極引渡可申候其後私儀何方二奉公仕候歟又ハ自分商売仕候共私請持得意方者共不及申惣而御自分売場筋江一切商売仕間敷候且又私勤方御氣入右年数相済候以後御召仕被下候得ハ右書物之定二而御召置可被下候依而為後日書物如件
半兵衛

文久元西年十一月
久次米兵次郎殿
大坂屋庄三郎殿

（後略）

齊藤源五郎は、店を持って商業を生業としている商人である。姓をどうどうと名乗っているところから、藩にある程度の献金などをして苗字を免されたある程度力のある商人と見ることができよう。小仁宇村（現那賀町）の庄屋を務める秋本家の当主和三郎は、この源五郎の店に息子の半蔵を見習いとして奉公させようとしていた。

そこで源五郎は、北新居村の久次米兵次郎が年初の席で初めての奉公人を雇うという話を聞き、そちらを勧める。久次米兵次郎は、江戸などにも支店を構える徳島藩内きつての大商人である。源五郎は、自分の店でお世話をするより、久次米家で辛抱すれば、一廉の家督者になれると、大いに勧めている。

約半年後、秋本半蔵はその後この勧めに従い久次米家に入ることを決めていく。歳は二二才と決して若くないが、奉公の条件を十ヶ年五〇両（年五両）の給金で久次米家の手代奉公に入ること江戸の藍店や材木店に赴任してもよいこと。もし辞めても久次米家の得意先を奪ったりは、売場先（商圏）を荒らしたりすることは決して無いことを約束した書類の控えが残されている。

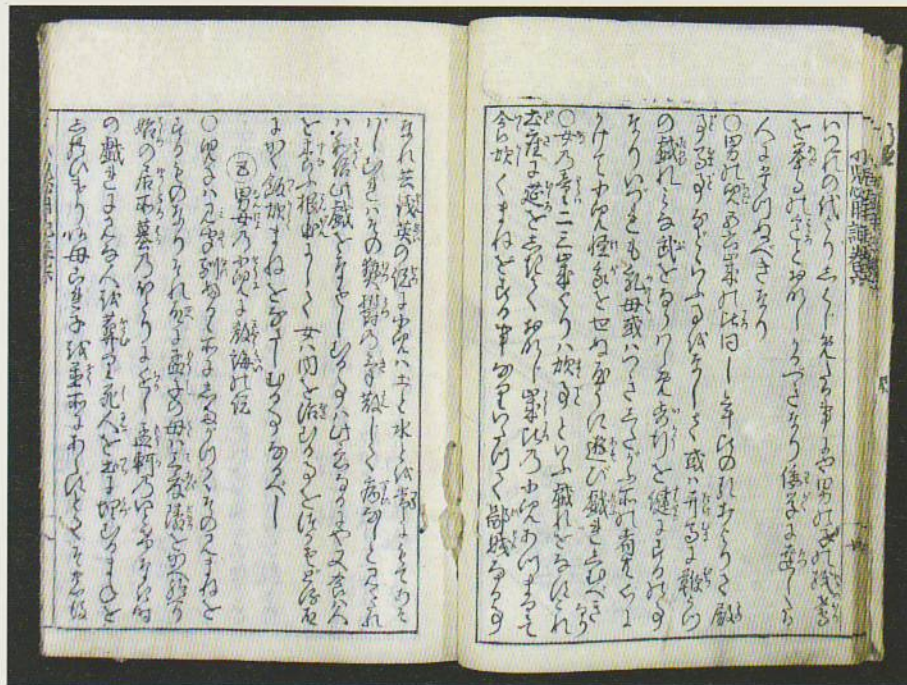
この書簡は、現在大学卒業時、子どもの就職を望む親の像と重なる。親が段取りをしていたところ、思わぬ大きな企業に就職できたことを喜び、ほっと安心した親の顔が目浮かぶようである。

子どもの遊び

幕府祐筆屋代弘賢の調査「諸国風俗問状」に対して、徳島藩は「阿波国風俗問状」で、正月の「子供遊びは、やり羽子・手まり・道中双六・歌かるた等、通例の事にて候」と報告している。やり羽子とは、羽根つきのことであろう。

こうした子どもの遊びの効用を、いち早く説いたのが香月牛山である。牛山は『小児必用養育草』六巻で、子どもの遊びとして、破魔弓・いかのぼり・こきのこ（羽根つき）・竹馬・ままごとを挙げている。いずれも、屋外で外気に直接触れる遊びである。夢中になって遊べば、熱が発散し、健脚にもなり、健康の増進になるといのである。ただ、竹馬については、子どもを怪我させないようにと、遊びを見守る乳母や従者に神経質とも思える注意をあえてしている。

牛山は、子どもの屋外での遊びは体を鍛え、病気を防ぐ効用があるととして、積極的に奨励したのである。ここでは、「竹馬」と「ままごと」について、原文（写真）と解説文・口語訳で紹介しよう。



竹馬

○男の児五六歳の比、同じ年比の類打よりて、殿事・馬事など、いふ事をなして、或は竹馬に鞭うつの戯れ、みな武をならはしめ、歩行を健にするの事なり、いづれも乳母、或はつきしたがう所の者共、心にかけて、小児怪我をせぬやうに遊び戯れしむべきなり、

男の子五、六歳の頃、同じ年頃の者が集まり、殿事・馬事などをしたり、あるいは竹馬遊びをするのは、すべて武を習わせ、歩行を健やかにするのだ。乳母や従者は、子どもが怪我をしないように遊ばせるべきである。

ままごと

○女の童、二、三歳よりは炊事という戯れをなす、これ土座に庭を敷いて、おなじ歳比の小児あつまりて食炊くまねをする事なり、いたつて鄙賤なる事なれ共、錢英の説に「小児は土と水とを常にもてあそばしむ、その熱鬱の気散じて病なし」と見へたれば、和俗此戯をなさしむる事は、此意なるにや、又食は人を養ふ根本にして、女は内を治むる事をつかさどる故に、かく飯炊まねをなさしむる事なるべし、

女の子は、二、三歳より「ままごと」遊びをする。土の上に庭を敷いて、同じ歳ごろの子どもが集まって、炊事のまねごとをする。いたつて鄙賤な遊びだが、錢英（中国の医家）の説に「子どもは土と水でつねに遊ぶので、熱や鬱を発散して病にならない」とあるから、日本でこの遊びをさせるのは、その説によっているのであろう。また食は人を養う根本であり、女は家庭を治めるのであるから、このような炊事のまねごとをさせるのであろう。

手島堵庵『我つえ』にみる子育て

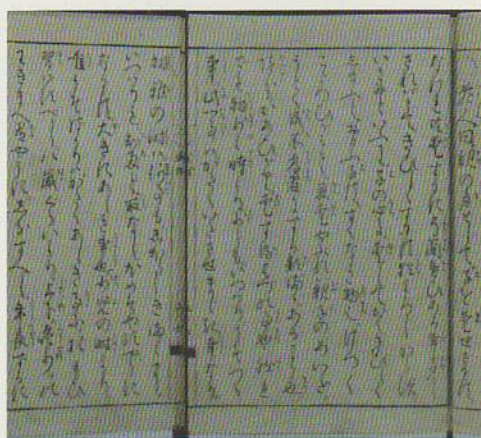
手島堵庵(享保三(一七一八)年五月十三日〜天明六(一七八六)年二月九日)は、心学の祖である石田梅岩に十八歳から直接師事した直弟子であり、心学を江戸期の社会に広めた人物である。この『我つえ』も心学の教科書のひとつとして広く読まれていた。

『我つえ』(わが杖)は安永四(一七七五)年五月に刊行された。上巻十一条、中巻二〇条、下巻十四条の三巻四五条から成り、各条は「老人曰」から始まる訓話集の形をとっている。自序には「常々宿老に聞けること、耳にとどまり、腹に記して、日用、予が杖とし、世の中を渡る」とあり、堵庵自身が宿老から聞いたこれらの話しを世間を渡る杖「わが杖」として来たことがわかる。親子の話も多く含まれているが、現代の子育てにも通じるところがあるといえる。



手島堵庵『我つえ』表紙
(大久保家文書)

○親の身にとりて心得の話

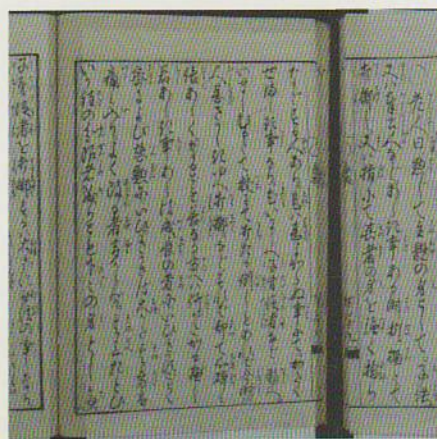


(解説)
○老人曰。親の身として子を受せざるはなけれ共。愛するに。了簡(りようけん)違ひある事多し。されバとて。きびしくするは。猶(なほ)よろしからず。いかにといふに。子の心に。愛してかく。きびしくし給ふと。おもふ子は。すくなき物也。けつくころ。ひかみて恩愛やぶれ。親子のあいだ。うとく成。不幸者にする類。まゝ。あること也。随分。かあひがり。愛するはづの事也。然れども。幼少の時より。少しも。いつはり。うそつく事。此一事ハかたくいたさせまじき。事なり。幼稚(ようち)の時ハ。何事もしほらしきまじに。いつはりも。知恵と。取なし。ほめそやすやうになるは。大きにあしき事也。小児の時より。唯うそばかりハ。かたくあしき事に。おもひ習ハすべし。八歳ぐらいより。上下。老少。のわきまへ有やうにしなすへし。

(意訳)

こ隠居さんが言うには、親の身として子を受さないことではないが、愛することの了簡が進うことが多いようです。しかしながら、厳しくすることが善いというわけではありません。なぜかと言えば、子供心では、愛してくれているが敬しくされていると思う子は少ないものです。結局心がひがんでしまい、恩愛が通じず、親子の間が疎遠となってしまう、親不孝者となるのがままあります。存分にかわいがり愛するとよいのです。この一事だけは堅くさせてはなりません。幼いときはどんなこともしおらしめておいて、偉りも智恵だを取りなすようなことを言って褒めそやすようにすることは大変悪いことです。子供の時から、ただ嘘だけは堅く悪いことだと教えるべきです。八歳ぐらいから上下の関係や、老若のわきまをわからせるようにするべきです。

○我子又は家来を打擲せまじき話



(解説)

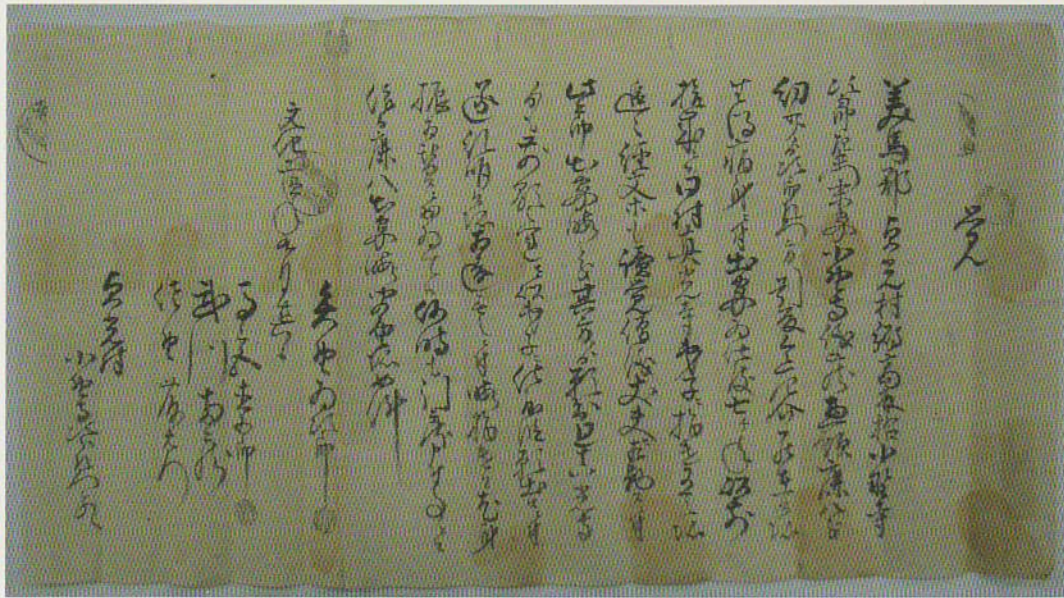
○老人曰。惣じて主親の身として。子供。又ハ奉公人など。あしき事ある時。折檻(せつかん)とて打擲(ちやうちやく)し。また指にて其者の身を強く捻りなどする人あり。是ハ甚よからぬ事にて。かたくせまじき事なり。尤もいにしへ子弟従者など。教へ。いましむると杖にて打たる例しもあれど今時ハ人甚さかしきゆへ打擲など。すれば却て心辟(ひが)ミ倍(ますます)あしくなるとも善なる方ハ行がたかるべし。若あしき事あらば成長の者に。いひきかすことく密(ひそ)によび慙慙(いんぎん)にいひ。きかされた大か其の方は痛ミ入り。よく改る者多からんか。其上たとひいか程の分限者成りとも下々の身として。

(意訳)

こ隠居さんが言うには、だいたい主人や親の身として、子供や奉公人が悪いことをしたときは折檻として、殴ったりつねたりする人がある。これはとてもよくないことなので、堅くしてはいけないことです。もっとも昔は子弟や使用人に対して戒めを与えらるるとして杖打ちの例があるようですが、今ときは人間も賢くなっているんで、殴ったりすれば却って心のゆがみはますます大きくなり、善い方には行かなくなっていくます。もし悪いことがあれば、成長した人に言いかけよう細かく丁寧に話し聞かせれば、大抵は痛み入って改まる者が多いのです。たとえどれだけの分限者であつても下々の身だからと子弟や使用人を殴るのは無法なことなのです。

暇証文にみる子どももの出家

当館が所蔵している「暇証文」の中に、一般の人が出家をして僧になることを認める古文書が数通残されている。次の古文書は、貞光村小野寺家に残されていた、その代表的な形式のものである。



覚 (出家に付暇証文) (オノテ00705)

(解説)

覚

美馬郡貞光村郷高取格小野寺
次郎左衛門末家小野寺儀職惣領鹿八義、
幼少より次郎左衛門方へ引取令厄介罷在候所、
生得病身二付出家為仕度、七ヶ年以前
拾歳二而同村貞光寺弟子二指違有之所、
追々経文等も読覚儀儀丈夫二相勤候二付、
此節出家暇之義其方より願出、且貞光寺
よりも前頭之運を以弟子二仕度暇願出候二付、
遂に明候所相違無之ニ付暇指違候、尤身
振相替候ニおいて八何時も引戻申付事二候、
依而鹿八出家暇聞届所、如件

文化二五年九月廿六日

矢野為次郎 印
馬宮直五郎 印
武川両藏
佐野藤右衛門

貞光村
小野次郎左衛門とのへ

美馬郡貞光村の郷高取格小野寺次郎左衛門の分家である小野寺儀職の総領息子鹿八は、子どもの頃から小野寺次郎左衛門の所に引き取られ厄介として育てられた。しかし、生来病弱で、七ヶ年前に出家をしたいということで、一〇歳で同じ貞光村の貞光寺の弟子に遣った。そうしたところ追々経文などを覚え、僧の仕事を支夫に勤めているようなので、正式に出家をして元の家から出ることを願ってきた。また、貞光寺からもその通り弟子にしたことを認めている。厳しく調査をしたところ間違いないので、元の家から出て僧になることを認める。しかし、また生業が変わるようなことがあったときには身分は元に戻す。よって鹿八の出家は認める。

この証文は美馬三好の郡代であった矢野為次郎・馬宮直五郎らが文化二(一八〇五)年貞光村の小野次郎左衛門に宛てて出した文書である。「暇証文」は、江戸時代後期、阿波の庄屋が所蔵していた古文書によく見ることができ、養子縁組や入り婿で居住地が変わったり、出家や医術修業などで身分が変わるとき提出された願出に対して郡代所が村の庄屋に宛てて書いた許可書である。本人ではなく庄屋宛に出されたので、庄屋の家にまともに残されていることが多い。棟付改めなどの村内の人口調査の時のため、証拠書類として大切に保管されていたと思われる。

展示資料一覧

No.	表題	年代	備考
誕生から元服へ・子育て			
1	増補糸入 小児必用記 巻四～六	正徳4(1714)年	フシク01072～4
2	於榮名付御賀被下覚	天保5(1834)年	クラモ02475
3	天保十己亥歳七月一三日丙午ノ日五ツ時お波誕生諸控	天保10(1839)年	カワ200026
4	忠太郎初節句祝義覚	嘉永2(1849)年	クラモ02476
5	御結構被仰付并元服歎控帳	元治元(1864)年	クラモ02477
6	奉禮日天子供身心堅固除災與樂(護符)	明治前期	アキモ00229021
7	月天子供札(奉禮婦命日天子供家内安全所・護符)	明治前期	アキモ00230002
8	蜂須賀家旧蔵産着	近世後期	徳島市立徳島城博物館
子どもと家族・学び			
9	蜂須賀茂韶 書き初め(軸)		蜂須賀家文書
10	雛絵(刺繍・軸)		サカタ00371
11	前訓	寛政4(1792)年版	徳島県立脇町高等学校
12	我つえ 上・中・下巻	文政6(1823)年版	徳島県立脇町高等学校
棟付帳にみる子ども			
13	文化三寅年 板野郡竹瀬村棟附人数御改帳(控)	文化3(1806)年	キノウ01686
14	名西郡国実村棟附御改帳	明暦3(1657)年	コント00017
子どもと病気			
15	片山権左衛門書簡(光隆公抱瘡治癒の御祝儀の返状)	万治3(1660)年	オノテ00865
16	引痘新法全書 乾・坤(春堂牧先生校刻)	弘化3(1846)年	フルカ00631～2
17	痘科鍵 元・享・利・貞(武叔安撰)	安永6(1777)年	フルカ00520～3
18	蜂須賀正韶(種痘済証書)	明治18(1885)年	ハチス00710
19	かどや日記	文化5(1808)～ 安政7(1860)年	元木家文書
20	徳島城下町跡出土土人形(馬)	近世	徳島県立埋蔵文化財 総合センター
捨て子・拾い子			
21	覚(捨子郡中触廻状)	明治3(1870)年	ミマケ00016
22	申上覚(捨子の有無報告)	明治5(1872)年	ミマケ00018
23	覚(久保村山伏日光院へ捨子差遣わす証文)	弘化4(1847)年	ミマケ01577
24	覚(田野村先規奉公人竹蔵方へ捨子を遣わす証文)	明治3(1870)年	クラモ03557
子どもの遊び			
25	小児養育草 巻一・二～五・六	寛政10(1798)年	オオク01075～7
26	徳島城下町跡出土玩具	近世	徳島県立埋蔵文化財 総合センター
子どもの奉公・暇証文			
27	齊藤源五郎(書簡・久次米兵次郎方奉公の件)	文久元(1861)年	アキモ01537
28	仕渡申書物之事(久次米兵次郎方奉公の件)	文久元(1861)年	アキモ02152
29	覚(出家暇証文)	文化2(1805)年	オノテ00705
30	覚(家督相続居懸り暇証文)	文政7(1824)年	ミマケ01232

※資料保存のため展示品の一部を入れ替えることがあります。

第34回 企画展

「古文書の中の子ども」

平成20年1月22日 発行

編集・発行 **徳島県立文書館**

〒770-8070 徳島市八万町向寺山

電話 088-668-3700

印刷 **株式会社松下印刷**

〒771-1156 徳島市志神町志神産業団地5-1

電話 088-641-4611代